

桂川町は「町有地の売り払い」の取り組みを始めます！

桂川町では、町有地の一般競争入札による売り払いの取り組みを実施します。この取り組みは町の使用していない土地等の売り払いを実施することにより、町有地を有効活用することを目的としたものです。入札参加を希望される方は、下記に示す物件概要や入札条件等をご確認ください。



▲今回一般競争入札により売り払いする町有地。

～ 物件概要 ～

- 【所在地】桂川町大字九郎丸字ラクノ明517番4
- 【地目】宅地
- 【面積】587.09㎡
- 【最低売却価格】2,894,000円
- 【用途区域】第一種低層住居専用地域
- 【建ぺい率】40%
- 【容積率】60%

※現状有姿による売り払いとなります。

～ 入札条件など ～

【入札参加申込期間】4月4日(月)8時30分～4月15日(金)17時15分まで(土日祝日は除く)

【入札日時】5月13日(金) ○説明会11時～

○入札13時30分～(説明会と入札のどちらも参加が必要)

【説明会・入札会場】桂川町役場2階201・202会議室

【入札参加資格】①個人や法人を問いません。

②町内居住を問いません。③暴力団員や税金に滞納がある方等は入札に参加することが出来ません。

【その他】詳細については、担当係へお問い合わせください。



▲売り払いする物件位置図。

☎ 建設事業課 管財契約係 ☎65・3330

価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が令和3年度に講じられたことに伴い、当該特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15月を経過する日までの間においても審査申請をすることができます。

図 国税務課 税務係 ☎65・1076

令和3年度分 固定資産税に関する特例
固定資産税の価格に関する
審査申請の特例について



縦覧制度とは、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、それぞれの固定資産税を納税している人が縦覧できる制度です。
※償却資産については縦覧できません。
【日時】4月1日(金)～5月2日(月)の役場開庁日時
【場所】税務課 税務係
【縦覧できる人】固定資産税の納税者

図 国税務課 税務係 ☎65・1076

令和4年度 土地・家屋価格等
縦覧帳簿を公開します

